

## 随意契約結果書

<b>物品等の名称及び数量</b>	船舶係留施設利用料（吉島）（その3）
<b>契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地</b>	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所長 井山 繁 広島市南区宇品海岸三丁目10番28号
<b>契約締結日</b>	令和3年9月30日
<b>契約の相手方の氏名及び住所</b>	株式会社WAKOフロンティア 代表取締役 古賀淳一郎 広島県広島市中区南吉島一丁目1番
<b>契約金額 （消費税額及び地方消費税含む）</b>	1, 452, 411円
<b>予定価格 （消費税額及び地方消費税含む）</b>	1, 452, 411円
<b>随意契約によることとした理由</b>	<p>                     本件は、広島港海岸整備事業において、工事期間中に支障となる係留船舶（江波沖南西部）の移設先係留施設を確保するものである。</p> <p>                     従前の利用形態と比較して、一般漁業者等の営業支障にならないように、又、船舶利用者の利用面が低下しないように、近隣かつ受入可能な移設先の調査を行ったところ、条件（利用者の居住地、操業実態、船舶の規格等）に見合う係留施設は、株式会社WAKOフロンティア（広島県広島市中区南吉島1丁目1番）以外になく、供給者が一に特定されるため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。</p>
<b>備 考</b>	契約期間：令和3年10月1日～令和3年12月31日